

「東京都卸売市場整備基本方針」について

基本方針の策定経過及び今後の予定

- (1) 都知事は、平成 12 年 6 月、第 53 回東京都卸売市場審議会（以下「審議会」）で、卸売市場整備基本方針を諮問、審議会は計画部会を設置して検討を行った。
- (2) 計画部会は平成 12 年 12 月、第 54 回審議会に基本方針（案）の中間報告を行い、方向性が概ね了承された。
- (3) その後、計画部会は、中間報告の際に出された意見や提案について検討を重ねるとともに、築地市場の移転候補地について視察を行い、基本方針（案）の最終報告をとりまとめた。
- (4) 平成 13 年 4 月 18 日、第 55 回審議会が開催され、この基本方針（案）の最終報告について審議が行われた。審議会は、基本方針（案）を原案どおり了承し、都知事に答申を行った。
都は、答申された基本方針に基づき、平成 13 年の秋を目途に整備計画を策定する予定である。

基本方針の概要

第 1 転換期にある卸売市場

これまで、卸売市場は生鮮食料品流通の中心的役割を担ってきたが、流通環境の変化への対応の遅れ、取扱数量の減少、市場間格差の拡大等の問題に直面しており、重大な転換期を迎えている。

第 2 卸売市場流通をめぐる変化

グローバル化や情報通信技術の進歩等、社会経済状況の変化は生鮮食料品流通にも大きな影響を与えている。

また、生鮮食料品の生産、流通、小売、消費者のニーズ等、卸売市場をめぐる環境も変化しており、これらに対応した市場運営が求められている。

第 3 東京都における卸売市場の現状と課題

東京都の卸売市場は、首都圏における生鮮食料品の集散機能を担っているが、多くの市場で取扱高が減少し、市場間格差が拡大している。

また、情報化・物流効率化への取り組みの遅れや市場業者の経営状況の悪化、衛生・環境問題への対応の遅れ、厳しい財政状況といった、様々な課題

を抱えている。

第 4 21世紀における卸売市場のあり方

社会変革の波は急激であり、卸売市場もこのような経済社会のドラスティックな変化を避けて通れない。

これからの卸売市場は、取引規制や市場業者の許可制度、川上重視の視点といった、これまで卸売市場を支えてきた仕組みを見直し、競争原理の一層の導入や川下からの発想など、新たな視点を取り入れるべきである。

さらに、適正な受益者負担に基づく計画的な施設整備や、新しい技術やシステムの導入により、市場の活性化を進めるべきである。

卸売市場がその競争力を強化し、21世紀に生き残っていくためには、こうした挑戦を続けていくことが必要である。

1 流通の効率化と市場の活性化

(1) 情報化と物流効率化の推進

流通システムの効率化を図り、ローコスト・オペレーションを実現するためには、情報化、物流の効率化を進めていく必要がある。

(2) 取引規制や市場業者の許可制度の見直し

卸売市場の活性化を図るためには、従来の仕組みを見直し、新規参入が促進されるなど、一層の規制緩和が必要である。

(3) 市場業者の経営基盤の強化

卸売市場の機能低下につながることをないように、市場業者の主体的な取り組みにより、経営基盤の強化を進めていく必要がある。

(4) 決済制度の改善

卸売市場の信用維持に不可欠な決済制度の改善を進める必要がある。

(5) 都民に親しまれる市場づくり

消費者が卸売市場の機能や役割を理解し、愛着を感じることができるような、都民に親しまれる市場づくりを目指していくことが必要である。

2 流通環境に対応した施設整備の推進

(1) 適切な施設整備の推進

既存施設の適切な維持・管理を行うとともに、保冷施設等、流通環境の変化に対応するための施設整備を図る必要がある。また、耐震工事など危機管理のための施設整備も推進していく必要がある。

(2) 健全な財政計画に基づいた整備

強固な財政基盤を確立するためには、内部努力の徹底や国庫補助金の確保はもとより、財政計画に基づいた施設整備を行っていく必要がある。

(3) 多様な整備手法の導入

流通環境の変化に迅速に対応するため、市場業者自らが整備できる手法や P F I などの手法の導入すべきである。

(4) 衛生対策の強化

生鮮食料品流通において衛生管理・安全性確保は最も基本的かつ重要な課題であり、信頼される市場づくりのため、市場全体で取り組んでいく必要がある。

(5) 環境対策の促進

市場活動が環境に与える環境負荷をできるだけ軽減しなくてはならない。このため、食品廃棄物等の発生抑制、市場に出入りするディーゼル車対策等を推進していく必要がある。

3 卸売市場の再編・統合

交通網の整備や市場間格差の拡大、さらには都市計画的観点などから、現在の配置の再検討が求められている。

また、流通の効率化や経営の健全化の観点から、市場の再編・統合が避けられない状況となっており、今後、具体的な検討が必要である。

第 5 市場別整備方針

第 6 次東京都卸売市場整備計画と比べて、大きく方針を変更すべき市場は次の市場である。

(1) 築地市場

21 世紀の生鮮食料品流通の中核を担う市場へ再生するための抜本的整備が必要である。

しかし、現在地では、情報化、物流の効率化、衛生・環境対策の強化を実現し、将来の流通構造の変化にも対応していくことは困難である。また、営業を継続しながらの再整備は、市場機能の低下を招くおそれや衛生面での不安などから、工事の困難性が高い。

このため、早急に豊洲地区を候補地として移転整備に向けた検討を進めるべきである。

さらに、移転するまでの間、現在地の市場の機能を維持し、流通の変化に対応するための整備が必要である。

(2) 淀橋市場（練馬分場、杉並分場）

練馬分場は、老朽化した杉並分場を統合し、民間の活力を導入して地方卸売市場として整備することが望ましい。

(3) 多摩地域青果中央卸売市場

地方卸売市場の中にも集荷力のある市場が育っていることなどを考慮し、新たな中央卸売市場については長期的課題とし、当面、整備を見送る

ことが適当である。

地方卸売市場については、施設整備事業費補助制度などの活用によって支援を行っていく必要がある。